

各 位

本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
会 社 名 株式会社アイレップ
代表者名 代表取締役社長 紺野 俊介
(JASDAQ・コード 2132)
問合せ先 常務取締役管理本部長 室井 智有
電話番号 03-3596-8700 (代)

株式の分割及び単元株制度の採用に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 27 日開催の取締役会において、株式の分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割及び単元株制度採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。

投資家の皆様に投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、株式分割及び単元株制度の採用により投資単位を実質的に 5 分の 1 とします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 9 月 30 日（日曜日）（当日は休日につき実質的には平成 24 年 9 月 28 日（金））最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有する株式 1 株につき、500 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	27,595 株
今回の分割により増加する株式数	13,769,905 株
株式分割後の当社発行済株式総数	13,797,500 株
株式分割後の発行可能株式総数	50,000,000 株

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

3. 日程

基準日設定公告日（電子公告掲載開始日）	平成 24 年 9 月 14 日
基準日	平成 24 年 9 月 30 日
効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日

(参考) 実質上の基準日は、平成 24 年 9 月 28 日（金曜日）となります。

4. 新株予約権の権利行使時における 1 株当たりの払込金額の調整

上記株式の分割に伴い、当社が発行している下記新株引受権及び新株予約権の権利行使時における 1 株当たりの払込金額（行使価額）を、平成 24 年 10 月 1 日（月曜日）以降、次のとおり調整いたします。

(1)平成 16 年 9 月 13 日臨時株主総会決議

旧商法第 280 条ノ 20、同法第 280 条ノ 21 並びに第 280 条ノ 27 の規定に基づく新株引受権の新設する単元株式の数

発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 17 年 3 月 30 日	50,000 円	100 円

(2)平成 17 年 9 月 29 日臨時株主総会決議

旧商法第 280 条ノ 20、同法第 280 条ノ 21 並びに第 280 条ノ 27 の規定に基づく新株引受権新設する単元株式の数

発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 17 年 11 月 1 日	50,000 円	100 円

5. その他

(1) 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。なお、平成 24 年 7 月 27 日現在の資本金は 546,015,000 円であります。

(2) 今回の株式の分割は、平成 24 年 10 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 24 年 9 月期の期末配当につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

6. 単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2)新設の日程

・効力発生日 平成 24 年 10 月 1 日

(参考)平成 24 年 9 月 26 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

7. 定款の一部変更

(1)変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「6. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 24 年 10 月 1 日(月曜日)をもって、当社定款の一部変更をいたします。

① 株式の分割の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

④ 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2)変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000</u> 株とする	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000</u> 株とする。

(新設)	<u>第7条 (单元株式数)</u> <u>当社の单元株式数は、100株とする。</u>
第7条 ～ (条文省略) 第46条	<u>第8条</u> ～ (現行どおり) <u>第47条</u>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成24年10月1日とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。</u></p>

以 上